

第3回 愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議議事録

日時：2021年11月11日（木） 午後1時から午後3時まで

場所：愛知県 自治センター6階 災害対策本部室別室

出席者：名簿のとおり

○条例に《加害者の不誠実な言動》を加える事について

- ・自分の担当している被害者の意見を参考にすると、保険会社の担当者等から不誠実な発言があったということを知く。
- ・犯罪被害者等が、加害者のみならずその関係者や、支援従事者から二次被害を受けることも実際ある。
- ・加害者の不誠実な態度、言動というのは大変辛い思いをしてきたため、条例の中で明記してもらえるのはありがたいことだと思う。
- ・条例を制定して、次、施策を講じていく場合に、加害者本人を改めさせるとか、加害者本人からの二次被害を防ぐというにはかなり困難であると承知しており、加害者につく弁護士であったりとか、加害者側の関係者の態度によって二次被害を受けるというケースが多いとも思うため、加害者等とか、所謂、加害者側の関係者にというところを表現していただくといいと思う。

○条例に《「被害者を孤立させない》を加えることについて

- ・「犯罪被害者を孤立させない」を入れた方が良く思う。孤立の定義が難しいので、責務にするのは難しいと思う。犯罪被害者等基本法の前文の第二パラグラフに「孤立することを余儀なくされてきた」とあるので県の条例にも入れた方が良い。
- ・孤立をさせないというのと、そっとしておくというのは大変大きな違いだと思う。被害者は、存在そのものを認識されてこなかったという時代がずっと続いてきており、今も、第四次犯罪被害者等基本計画の中で、埋没しやすい被害者という言い方をされている。
- ・孤立をさせるというのは、社会が気づいていないということである。そっとしておいて欲しい被害者の横には支援者がおり、SOSを見逃さないという制度があり、社会でなければならないということだと考える。
- ・被害者は被害後、自分一人で窓口まで行けないので、支援者側から積極的に
- ・孤立という言葉の意味というのは、被害者の方はそっとしておいてくださいということはあるが、決してそのことイコール孤立ということではない。そっとしておいて欲しい方にも必要な支援は当然ある。支援も全く要らないという話ではない。

○条例に《「県民」「事業者」》を定義するかについて

- ・他の法律をみてもあるが、事業者を法律内で定義づけることにより、その範囲が漏れてかえって問題化することがある。そのため、事業者をあえて厳密に定義する必要はな

い。むしろ有害だと思う。

- ・被害者の立場からすると、この「県民」に被害者は含まれているのだろうかという不安を持った方もいるのかと思う。被害者が、自分たちがまた置いてきぼりにされて、関係者の方々だけで進めていって被害者の意見が反映されないのではないだろうかという気持ちを持っているということを知っていただきたいと思う。

○条例に《広域的な連携》を加えることについて

- ・被害者が県外など広域にわたった場合にも、対応できるようにすべきである。最近であれば京王線の事件など、列車内で起こる事件もある。他の都道府県とも連携して支援できるように、条例による根拠が必要と考える。

○《民間支援団体への支援》について

- ・民間支援団体へも、被害者支援団体へも、ともに被害者支援を盛り上げていくという意味で十分な予算を取っていただきたい。
- ・財政基盤を強化するためには、寄付型自販機の設置が効果的であると考え。他県では財政基盤が強化されているところが多数あるので、これから啓発とか指針の運動の中で広く周知していけば、伸び代がある施策ではないかと思う。

○《相談・情報提供等》について

- ・相談・情報提供等については、被害者団体へのヒアリング、参考資料の「NPOと行政とのテーマ別意見交換会」、パブリックコメントにも多数の声や要望が上がっている項目である。
- ・現在、総合的対応窓口は県民相談・情報センターで相談を受けているとのことだが、その窓口が認知されておらず、またその窓口にこれまで犯罪被害の相談がどれくらいあるかの実績も確認いただき、条例を定め施策を講じていただきたい。
- ・県民相談・情報センターという名称では犯罪被害者支援に関係するものだと一見してわからず、この名称では、犯罪被害者支援総合窓口とは言えないと考える。条例制定後、新たに被害者支援に関する総合窓口を設置し、たらい回しによる二次被害を防ぐためにも専門の相談員を配備すべきと考える。
- ・明確な窓口自体は、県の側としては実際に用意している、ただ、実際に支援を受けようとしている人には、それが分からない状況である。設置、設置しないという問題とは別で、110番通報とか119番通報みたいな、そのくらいのイメージで、被害に遭ったら直ぐに連絡できて、対応が始まるというような具体的な取り組み方での充実をしていくことであると思う。
- ・窓口はというと、担当する方がきちんと能力がないといけないことで、助けを求めたのにそこで助けを受けられず、そこで、二次被害的なものが生じてくるということもあるため、この条文に関しては、その両面から考えていく必要があるかなと思う。

○《転居費用の助成》について

- ・基本理念に「安全に安心して暮らすことができるよう」とある。安心して寝られることが大切で、それが脅かされると回復が遅れ、状況がより悪くなるので居住の安定が大事である。しかし、転居費用が払えないことで転居を断念する被害者も多く見えるため、転居費用の支援が必要だと考える。

○《弁護士費用の助成》について

- ・補助制度の中で弁護士費用に充ててください、支援しますという項目が明記されることで、犯罪被害者等が直面している困難を県民に理解されるという側面もあると考える。

○《犯罪被害者等見舞金》について

- ・他の県と比べ、60万円と高額であることはありがたいが、生活にとって必要な金額というのは、物価の上昇等により、その時代、その時代で変わってくるため、金額が十分なのかということは、経済状況に合わせて見直していただきたい。

○《その他犯罪被害者等支援について》

- ・例えば司法解剖により、加害者でさえ刺していない傷跡が与えられることがあるなど、今ある法律制度そのものが、被害者を大きく傷つけ、二次被害を与えているということがあるということを再認識していただきたい。
- ・支援に関係する方々は、それぞれの立場から、仕事として被害者と接する機会も多く、そういった視線を中心に被害者を見ているのだと思うが、本当に自分の家族が被害にあったらどうするかという視点を、もう一度持っていただきたい。
- ・その視点を持ち、それぞれの機関で、本当に二次被害を与えないようにということが浸透しているかどうかを徹底していただきたい。県民に周知し、二次被害への配慮を分かっていたく前に、支援関係者の方々にもう一度今の状態を把握し、より二次被害が出ないよう対策をしていただきたいということをお願いしたい。
- ・大勢の被害者が出た事件は、マスメディアによる二次被害もあると思うが、社会の注目度も高く、支援の手が早くから沢山集まるということもある。一方、その同じ日に被害を受けながら、十分な支援を受けられていないという被害者がいないかどうかといった目線を持っていただき、一つ一つの事件、ひとりひとりの被害者に丁寧な対応、支援をしていただけるようお願いしたい。